

2015年10月30日

外務大臣 岸田文雄 様
軍縮不拡散・科学部長 相川一俊 様

国連総会第一委員会における核軍縮関連決議案について(要請)

現在ニューヨーク国連本部で開催されている国連総会第一委員会においては、軍縮・安全保障に関する諸決議案が提案されており、それらへの投票が来週11月2日から始まるとされています。日本政府におかれましては、例年に引き続き「核兵器の完全廃絶に向けた共同行動」決議案(L. 26)を提案されており、私たちはこのような政府の取り組みに敬意を表します。

日本の決議案とならび、この数年の核兵器の非人道性に関する国際世論の高まりを反映する形で、いくつかの重要な新しい内容をもつ決議案が提案されています。私たちはこのような動きを歓迎し、その動向を注目しているところです。それはとりわけ、以下の決議案です。

1. 「核兵器の人道上の結末」決議案(L. 37)

オーストリア、スウェーデン、スイスなどが共同提案。2012年5月以来これまで6回にわたり提出されている「核兵器の人道上の結末に関する共同声明」に基づいた決議案。

2. 「核兵器の禁止と廃絶に向けた人道の誓約」決議案(L. 38)

オーストリアなどが共同提案。2014年12月に核兵器の人道上の影響に関するウィーン会議の後に発せられた「人道の誓約」文書に基づいた決議案。

3. 「核兵器のない世界への倫理上の要請」決議案(L. 40)

南アフリカなどが共同提案。核兵器のない世界に向けて行動することは倫理上の要請であり、核兵器を禁止し廃絶する条約を含む措置をとる倫理的責任をうたう決議案。

4. 「多国間の核軍縮交渉の前進」決議案(L. 13)

メキシコなどが共同提案。核兵器のない世界を達成し維持する新しい国際法規定を交渉する公開作業部会を国連総会の下に設置し、2016年にジュネーブで開催することを決定する決議案。

これらはいずれも、核兵器の非人道性を強調し、核兵器のない世界を達成し維持する法的措置を特定し前進させていくために重要な決議案です。

日本政府は2013年10月以降、核兵器の人道上の結末に関する共同声明に賛同していることから、上記第一の決議案(L. 37)に賛成することは当然と考えられます。第二の決議案(L. 38)と第三の決議案(L. 40)は、唯一の戦争被爆国としての道義的責任に言及してきた日本政府の立場に鑑みれば、賛成の意思を表明するのに相応しいものです。そして第四の決議案(L. 13)は、日本政府がこれまで提唱してきたさまざまな核軍縮措置を含め、国際的な議論をさらに深化させ前進させるために重要な提案を含むものです。

これらすべての決議案に賛成投票をし、日本政府として核兵器のない世界を求める立場と姿勢を国際社会に明確に表明されることを期待し、要請します。

核兵器廃絶日本NGO・市民連絡会

共同世話人

川崎哲 (ピースボート)

田中熙巳 (日本原水爆被害者団体協議会)

朝長万左男 (核兵器廃絶地球市民長崎集会実行委員会)

内藤雅義（日本反核法律家協会）
森瀧春子（核兵器廃絶をめざすヒロシマの会）

連絡先 03-3363-7561（ピースボート）
nuclear.abolition.japan@gmail.com